

堺市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

公益財団法人堺市産業振興センター

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年11月1日～令和8年3月30日

第5 団体の概要

1 設立年月日

昭和32年8月8日

2 設立目的

中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。

また、中小企業に勤務する勤労者等（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、あわせて地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3 基本財産

8億3,799万円（本市出捐額4億6,350万円、基本財産に対する割合55.3%）

4 所管部局

産業振興局 産業戦略部 地域産業課

5 役員及び職員数（令和7年3月31日現在）

理事長 1人

理事 7人

監事 2人
職員 40人（専務理事が事務局長を兼務）
うち常勤職員17人（堺市からの派遣5人含む。）、非常勤職員14人、アルバイト職員3人、人材派遣職員6人

6 事業状況

令和6年度における公益財団法人堺市産業振興センター（以下「センター」という。）の主な事業は、次のとおりである。

(1) 経営支援事業

- ア 経営相談事業
- イ 専門家派遣事業
- ウ ビジネスマッチング支援事業
- エ 産業DX支援センター事業
- オ 産学官連携・製品技術開発支援事業
- カ 成長産業分野進出支援事業
- キ 各種情報発信事業
- ク 知的財産活用支援事業

(2) 人材育成事業

- ア 中小企業経営学舎
- イ テーマ別各種セミナー等の開催

(3) 需要開拓事業

- ア 販路拡大事業
- イ 海外販路開拓事業

(4) 伝統産業会館運営事業

(5) 会場提供事業

(6) 金融支援業務

(7) 中小企業勤労者等の福利厚生事業

7 財政状態及び経営成績

センターの令和6年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、基本財産 8 億 3,799 万円のうち 4 億 6,350 万円を出捐している。

市は、センターに対する補助金として、令和 6 年度に堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金を 3 億 8,736 万 7,565 円交付している。

また、市が令和 6 年度にセンターに委託している業務は、融資相談等受付窓口業務（1,142 万 5,493 円）である。

なお、市からの派遣職員は 5 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）である。

第7 監査の項目及び結果

センターにおいて事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 堺刃物まつりの会費の支出（交際費支出）において、相手方から示された会費を上回る金額を支出していた。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) センターの経理規程において、取得価額が10万円以上、20万円未満のものを備品とし、備品管理簿を設けて、備品の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、管理しなければならない旨が規定されている。

しかし、令和7年12月3日に実地調査を行ったところ、備品管理簿に記載されている液晶プロジェクター及び冷蔵庫が所在不明となっていた。

[ジェフグルメカード（金券）の管理について（意見）]

切手等の換金性の高い物品の管理については、不正防止及び正確性の確保の観点から、受払いの都度、複数名による相互確認を行うことが必要である。センターにおいては、切手等について、マニュアルに基づき受払簿への押印を行うことにより、受払いの都度、複数名による確認が行われている。

しかし、ジェフグルメカードについては管理に係るマニュアルがなく、

管理簿等は、データに複数回にわたる受払記録を入力した後に印刷し、まとめて事後的に確認者等が確認印を押印しており、受払いの都度、複数名による確認が行われた証跡が認められるものではなかった。

ジェフグルメカードについても、切手等と同様、受払いの都度、複数名が確認した事実が明確に判別できるよう、事務手続を見直されたい。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務の契約書において、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめセンターと協議し、同意を得た上で、書面をもってセンターに届け出なければならないとされている。

しかし、受注者が清掃業務、エレベーター保守点検業務、冷暖房設備保守点検業務など多数の業務を第三者に再委託しているにもかかわらず、センターは当該再委託に係る書面による届出を一切受けていなかった。

(2) センターは、堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金交付要綱に基づき、実績報告書の添付資料として、収支決算書（要綱様式第9号）を市に提出しているが、当該収支決算書の租税公課支出の金額に誤りがあった。